

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業の入札説明書等の訂正表(第2回)

令和元年10月15日に公表した「国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書(添付資料含む)」に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
1	入札説明書	12	9	4 (6)維持管理企業の参加資格要件	代表企業、構成員又は協力企業のうち、3. (4)②エに掲げる維持管理業務を実施する者(以下「維持管理企業」という。)は、次の①及び③までの要件を満たさなければならない。ただし、点検業務のみを実施する者は次の②の要件を満たせば良いものとし、補修業務のみを実施する者は次の③の要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務(維持管理段階)のみを実施する者はこの限りでなく、4. (2)に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。	代表企業、構成員又は協力企業のうち、3. (4)②エに掲げる維持管理業務を実施する者(以下「維持管理企業」という。)は、次の①及び③までの要件を満たさなければならない。ただし、点検業務のみを実施する者は次の①及び②の要件を満たせば良いものとし、補修業務のみを実施する者は次の③の要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務(維持管理段階)のみを実施する者はこの限りでなく、4. (2)に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。
2	添付1 事業契約書(案)	—	—	契約保証金	¥【○】—	本契約第9条に定めるとおり
3	添付1 事業契約書(案)	1	9,10	前文 本契約の前提	発注者は、本事業について、令和元年10月10日にPFI法第5条第1項に定める特定事業の実施に関する方針を公表し、令和元年9月27日にPFI法第7条の定めるところにより本事業を選定事業とした。	発注者は、本事業について、令和元年8月23日にPFI法第5条第1項に定める特定事業の実施に関する方針を公表し、令和元年9月25日にPFI法第7条の定めるところにより本事業を選定事業とした。
4	添付5 事業費の算定及び支払い方法	4	5	第2 3 (1) ②割賦手数料	基準金利は、本施設の引渡日(以下「金利確定日」という。)に確定することとし、以降は原則として割賦手数料の見直しは行わない。基準金利の料率は、金利確定日の午前10時に発表されるTokyo Swap Reference Rate (T.S.R)としてTelerate17143ページに提示されている6ヶ月LIBORベース10年物円—円金利スワップレートを基準金利とし、これに応募者の提案による利ざや(スプレッド)を足したものとする。	基準金利は、本施設の引渡日(以下「金利確定日」という。)に確定することとし、以降は原則として割賦手数料の見直しは行わない。基準金利の料率は、金利確定日の午前10時に発表されるTokyo Swap Reference Rate (T.S.R)としてTelerate17143ページに提示されている6ヶ月LIBORベース20年物円—円金利スワップレートを基準金利とし、これに応募者の提案による利ざや(スプレッド)を足したものとする。
5	添付5 事業費の算定及び支払い方法	8	4,9	第5 入札価格及び落札価格との関係	入札価格は、事業費を構成する施設整備費、維持管理費、その他の費用全ての見積価格と消費税等の合計とし、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。消費税率については、第二次審査資料及び入札書の提出時の消費税率を適用することとする。 なお、割賦手数料については、入札時には令和元年10月15日の午前10時に発表されるTokyo Swap Reference Rate (T.S.R)としてTelerate17143ページに提示されている6ヶ月LIBORベース10年物円—円金利スワップレートをを使って算定する。	入札価格は、事業費を構成する施設整備費、維持管理費、その他の費用全ての見積価格と消費税等の合計とし、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。消費税率については、第二次審査資料及び入札書の提出時の消費税率を適用することとする。 なお、割賦手数料については、入札時には令和元年10月15日の午前10時に発表されるTokyo Swap Reference Rate (T.S.R)としてTelerate17143ページに提示されている6ヶ月LIBORベース20年物円—円金利スワップレートをを使って算定する。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
6	添付8 様式集及び記載 要領	1	21	1 4) (様式14-2)維持 管理企業の業務実績	記載なし	(様式14-2)維持管理企業の業務実績 ※様式を追加しました。
7	添付8 様式集及び記載 要領	4	31	2 2) (7)⑤提案書	記載なし	・様式26-6は、「入札時積算数量図面書」のうち、電線共同溝費のみを記載すること。電線共同溝費以外と見積参考資料等の全てを様式26-7に記載すること。
8	添付8 様式集及び記載 要領	—	—	様式20 入札書	注) 1. 入札価格は、課税事業者、免税事業者を問わず消費税及び地方消費税を含まない金額を記入することとし、事業費の支払計画(様式26-3)の事業費合計(税抜き)を転記すること。	注) 1. 入札価格は、事業費の支払計画(様式26-3)の事業費合計(税込み)を転記すること。 下線部:削除
9	添付8 様式集及び記載 要領	—	—	様式26-3 事業費の支払計画	<事業費の支払区分> 施設整備費 施設費(割賦支払分) 割賦手数料 施設整備費に係る消費税等 施設整備費合計	<事業費の支払区分> 施設整備費 施設費(割賦支払分) 施設整備費に係る消費税等 割賦手数料 施設整備費合計
10	添付8 様式集及び記載 要領	—	—	様式26-3 事業費の支払計画	6. 事業費合計(税抜き)を様式20の入札価格に記入すること。	6. 事業費合計(税込み)を様式20の入札価格に記入すること。

No.	資料名	页数	行数	項目	訂正前	訂正後
11	添付8 様式集及び記載 要領	—	—	様式26-6 入札時積算内訳書	記載なし	4. 「入札時積算数量図面書」のうち、電線共同溝費のみを記載すること。 5. 4. 以外の項目は、工事費内訳書(様式26-7)に記載すること。
12	添付8 様式集及び記載 要領	—	—	様式26-7 工事内訳書	記載なし	4. 入札時積算内訳書(様式26-6)に記載した電線共同溝費以外と見積参考資料の全てを記載すること。
13	添付10 見積参考資料	—	—	詳細設計業務 見積参考資料	関係機関打合せ協議 関係機関:4機関	関係機関打合せ協議 関係機関:2機関